

◆医療費控除について

○領収書の集計や確認作業に時間がかかりますと、申告する方や他のみなさまをお待たせすることとなりますので、次の点についてご確認のうえ、合計額を計算して申告されるようお願いいたします。

・対象となる医療費は、平成30年中に支払ったものです。

・控除の額は、所得の5%または10万円のどちらか低い方を超過した部分となります。

・医療費控除の特例（セルフメディケーション）は、申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行っている場合、特定一般用医薬品（スイッチOTC）の購入費が1万2千円を超過した部分から対象となります。

・領収書は、医療を受けた方ごとの支払先ごとに分けて医療費控除明細書（折込の明細書）にご記入ください。

・生命保険や高額療養費等が支払われた場合は、その分を差し引きますので、支払金額が分かるものをご持参ください。

・治療に結びつかない健康診断や予防接種、のど飴や栄養ドリンクなどは、対象となりません。

◆漁業や農業、個人事業などの営業収入や不動産収入がある方

○收支内訳書が必要となり、内訳

書の記載には収入や経費について科目別に算出します。また、経費の中から住宅部分や家事分に対応する費用を除く必要があります。

◆生命保険金等の収入があった方

○次の表のとおり申告漏れがないようご注意ください（いずれも保険料を夫が負担していた場合の例となつていきます）。ただし、贈与税及び相続税は税務署での申告となります。

名義	受取人	事由	課税関係
夫	夫	満期	夫の一時所得
夫	妻	満期	妻に贈与税
夫	妻	夫の死亡	妻に相続税
妻	夫	満期	夫の一時所得
妻	夫	妻の死亡	夫の一時所得

◆配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

○所得控除額が38万円の対象となる配偶者の所得上限が85万円（給与収入で150万円）に引き上げとなりました。ただし、納税者本人の合計所得が1千万円を超える方については、配偶者控除が適用されなくなります。また、所得税と町道民税の控除額は異なりますので、詳しくは下の表をご覧ください。

配偶者控除・配偶者特別控除一覧表

配偶者の合計所得金額 (単位：万円)		所得税の控除額 (町道民税の控除額)										
		~38	~85	~90	~95	~100	~105	~110	~115	~120	~123	
控除の区分		配偶者控除			配偶者特別控除							
		老人控除対象配偶者										
納税者本人の 合計所得金額 (単位：万円)	~900	38 (33)	48 (38)	38 (33)	33 (33)	31 (31)	26 (26)	21 (21)	16 (16)	11 (11)	6 (6)	3 (3)
	~950	26 (22)	32 (26)	26 (22)	24 (22)	21 (21)	18 (18)	14 (14)	11 (11)	8 (8)	4 (4)	2 (2)
	~1,000	13 (11)	16 (13)	13 (11)	12 (11)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	1 (1)

自書記載を推進します

町民のみなさんに、税金に関する知識や理解を深めていただくために『自書記載』を推進しています。確定申告にあたって「医療費控除明細書」などの各種控除内訳書、個人事業にかかる「收支内訳書」などの添付書類は、事前に作成して申告時に持参していただくと、スムーズに申告を行うことができます。なお、添付書類や申告書は、役場税務窓口で配布しています。書類の書き方や税金の計算の方法が分からない場合には、窓口でお聞きになるか、下記の問合せ先までご相談ください。また、ご自宅にインターネット環境をお持ちの方は、国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」へお進みいただくと、パソコンやタブレット画面上での申告書の作成やe-Tax（電子申告）での申告を行うことが出来ますのでご利用ください。国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/index.htm>

～税務課からのお知らせ～

申告や各種証明書の発行などで、やむを得ない理由により役場開庁時間帯に来庁できない場合、事前にご連絡いただければ、閉庁後にも対応いたします。また、申告書の提出や証明書の発行は郵送でもできます。

■お問い合わせ ・所得税や消費税に関すること ・町道民税に関すること
 函館税務署 ☎0138-31-3171 税務課税務グループ ☎01392-2-3131